

南区選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区（昭和35年4月14日南区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のとおり改正します。

平成23年12月9日

南区選挙管理委員会

委員長 植松迪夫

題名中、「基いて」を「基づいて」に改める。

第5投票区の項中「東和小学校通学区域」を「19番地から23番地の4の区域を除く。」に改め、「の一部（元東九条西山町の区域）」及び「の一部（32番地から36番地の区域）」を削り、「東九条西河辺町」の右に「東九条石田町、東九条南石田町、東九条南河辺町、東九条河辺町、東九条南松田町、上鳥羽勸進橋町、上鳥羽苗代町、上鳥羽南苗代町」を加える。

第6投票区の項を次のように改める。

第6投票区	久世殿城町（国道171号線以東，都市計画道路向日町上鳥羽線以南の区域），久世大藪町（都市計画道路向日町上鳥羽線以南の区域），久世築山町（都市計画道路向日町上鳥羽線以南の区域），久世東土川町
-------	--

第8投票区の項中「山王小学校通学区域」を「19番地から23番地の4の区域」に改める。

第10投票区の項中「8番地」を削る。

第14投票区の項中「上鳥羽塔本」を「上鳥羽塔ノ本」に改める。

第15投票区の項中「唐橋川久保町の一部（8番地の区域）」を削る。

第18投票区の項中「久世殿城町」の右に「（国道171号線以東，都市計画道路向日町上鳥羽線以南の区域を除く。）」を、「久世大藪町」の右に「（都市計画道路向日町上鳥羽線以南の区域を除く。）」を、「久世築山町」の右に「（都市計画道路向日町上鳥羽線以南の区域を除く。）」を加え、「久世東土川町」を削る。

（南区選挙管理委員会事務局）